

わくわくクラブ会員規約

第1条（基本定義）

- 1、当団体は、「わくわくクラブ」(以下、クラブ)と称します。
- 2、クラブ運営は、特定非営利活動法人渡良瀬エコビレッジ事務局(以下、事務局)がおこなっています。

第2条（入会）

- 1、入会希望者は、以下のいずれかの申し込み手続きをおこない、事務局が登録完了した時点で会員となります。
<入会方法>
 - ・HP 上の入会申込書を FAX、E-mail、郵便にて事務局まで提出し、指定銀行口座へ会費を入金してください。
 - ・郵便振替用紙に必要事項（住所、氏名、電話番号、メールアドレス、会員種別）をすべて記入のうえ、郵便振替にて入金してください。
- 2、会員は渡良瀬エコビレッジがおこなう里山保全や和綿復活プロジェクト「しあわせのコットンボール」、循環型農業の普及等の活動・趣旨を理解し、協力していただける方とします。渡良瀬エコビレッジの活動を維持・継続することを目的とし、会員の方へのサービス提供を目的とするものではありません。
- 3、会員の会費は以下とします。
正会員... 入会金 2,000 円 年会費 10,000 円
サポート会員... 年間 2,000 円

第3条（会員の義務と禁止事項）

- 1、入会完了後に、会員登録のお知らせをメールもしくは封書にて、事務局よりお知らせします。その文書に記載されている日付より1年間が、会員資格の有効期限となります。申込から10日経っても連絡がない場合は、お手数ですが事務局までお知らせください。
- 2、会員資格有効期限満了日までに、事務局から更新手続きの案内をお送りします。引き続き会員希望の方は、所定の手続きをおこなってください。期限内におこなわれなかった場合は、自動的に退会となります。
- 3、登録している住所・氏名・電話番号等の項目に変更があった場合は、事務局までご連絡ください。届け出ず、事務局からの連絡ができなかった場合は、事務局では一切責任を負いません。
- 4、会員は、クラブ及びクラブの特典などを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為をおこなってはなりません。

5、会員の資格を、他者に譲渡することはできません。

第4条（退会）

- 1、退会を希望される方は、事務局までその旨をお知らせください。但し、支払われた会費は返却することはできません。また、会員資格更新手続きをおこなわなかった場合は、自動的に退会となります。
- 2、会員が、本規約に違反し、渡良瀬エコビレッジに不利益を生じる事態が起こった場合、事前に通告することなく退会の処分をおこなう場合があります。

第5条（規約運営、その他）

- 1、本規約は、会員の承認なしに随時変更ができることとします。会員はあらかじめこれを承諾するものとします。
- 2、本規約に変更があった場合には、HP上にて変更内容について報告することとします。
- 3、事務局は、クラブのサービス利用により生じた会員の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

入会時に登録した会員の個人情報は、渡良瀬エコビレッジの活動に関する情報提供やサービスの提供などに利用します。収集した個人情報は、以上を利用目的とし、法令を基づく場合を除き、第三者に開示することはありません。